次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町 長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(行政報告)

はじめに、町営住宅家賃の算定誤りについて、ご報告申し上げます。

1月24日の議会全員協議会におきまして、ご報告をさせて頂きましたが、改めてご報告をさせて頂きます。

町営住宅の家賃算定につきましては、入居者全員の所得金額の合計から、同居者及び一 定の要件を満たしている扶養親族などのニーズに応じ、定められた控除額を差し引くなど して、入居世帯ごとに家賃を算定していきます。控除するものの1つに特定扶養親族控除 があり、16歳以上23歳未満で、かつ所得が38万円以下の扶養親族についての控除額 が、政令の改正により、平成23年度分から5万円引き上げられ、25万円となっている ものですが、改正前の20万円のままで控除していた世帯が一部あったものでございます。 また、それ以外に所得が38万円を超えているため、本来、適用されない特定扶養親族 と老人扶養親族にかかる控除をしていた世帯も一部判明したものでございますが、継続し ての調査を行う事も含め、先の議会全員協議会において、ご報告をさせて頂いた所でござ います。最終的に判明した影響額でございますが、特定扶養親族控除額を改正前の20万 円で算定していた世帯では、別紙(1)のとおり、延べ6世帯で110,200円の過大 算定であったことは、すでに報告済みの内容に変わりはございません。一方で、本来、適 用されない控除をしていた世帯では、継続調査を行った結果としての別紙(2)のとおり、 既にご報告済みの影響額も精査し、延べ4世帯で家賃が11万1,600円過少であった 事に加え、寡婦控除などにより、新たに、延べ7世帯で、家賃が23万9,100円、過 大であった事が判明したところでございます。

ご迷惑をおかけしました、入居者の皆様に対しましては、個別にお会いし、説明と謝罪をさせて頂いた上で、過大算定していた世帯につきましては、還付等をし、過少算定していた世帯は、分割納付を前提に納付をお願いして参ります。入居者の皆様を始め、議員の皆様及び、町民の皆様に多大なご迷惑をする事態となりました事、並びに町政の信頼を損なう事となりました事について、心からお詫びを申し上げ得る次第でございます。大変、申し訳ございませんでした。

町と致しましては、これまでも不適正事務処理の再防止と、事あるごとに具体化した抑

止力のある、取り組みを行って参りましたが、この様な事案を発生させ、弁解の余地はございませんが、2月14日に再発防止委員会を開催し、全職員が一丸となって再発防止に取り組み、職員一人一人が公務員としての原点に立ち返り、強い意志を持って再発防止への行動をとり示すよう、更には本事案における過大整理を具体化したと取り組みを含め、課長会議を通じ、全職員に対し周知徹底を図ったところでございます。

最後に職員の処分についてでありますが、政令の改正があった事を認識していない事が、本事案が発生した大きな要因の1つであることから、平成23年1月に政令試行された以降の在職する上司、及び担当者に対し、3月8日に厳重注意処分を言い渡した事を報告させて頂きます。

次に、江差ウィンドパワー株式会社への出資取り止めと株式の譲渡について、ご報告申 し上げます。

町の第3セクターで町が株式の51%を保有する風力発電、江差ウィンドパワー株式会社について、この間、議会全員協議会などの場を通じて、出資の取り止め等についてご報告を行って参りましたが、運転当初の設備に、整備に活用した国の補助金の返還義務を、義務が失効した平成31年2月末日を持って、江差ウィンドパワー株式会社の経営から完全に撤退する事と致しました。また併せて、田畑明、副町長についても2月末日付けにて、同社の取締役を辞任しております。

今後は、平成29年9月に株式譲渡の相手先である、株式会社斐太工務店との間で結んだ株主間協定書に基づき、株式譲渡に関する契約事務等を取り進め、平成31年3月中にすべての手続きを終える事としております。江差ウィンドパワー株式会社につきましては、平成14年4月の稼働以来、幾多の困難や課題等がございましたが、国の再生可能エネルギー政策の転換もあり、現在は、堅調な経営を行っております。

風力発電事業については、引き続き斐太工務店が主体となり、現在位置に新たな風力発電事業を計画しており、早ければ来年の秋ごろを目途に稼働したい意向を持っております。町と致しましても、経営の直接的な関与はありませんが、新たな風力発電事業計画の具体的なスケジュール等については、適宜議会へも情報提供させて頂きたいと考えておりますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

次に、奥尻航路運行ダイヤ等の見直しについて、ご報告申し上げます。既に、新聞報道等でご承知のとおり、ハートランドフェリー株式会社が運行する離島生活航路である奥尻航路について、近年の利用者や取扱い貨物の減少、更には、奥尻町の大型宿泊施設みどり館の閉館等、取り巻く環境が非常に厳しい状況にある事を背景に、せたな航路を休止した上で、江差奥尻間を江差側からの始発とし、1日2往復運航するといったダイヤ改正の提案を受けた所でございます。これを受け、この間、奥尻町、せたな町と連携を図り、更には檜山振興局のご協力を頂きながら、ハートランドフェリー株式会社へ要請書の提出や、直接3度に渡って交渉を続けて参りましたが、結果として、せたな航路の休止は避けられませんでした。一方、江差奥尻間のダイヤにつきましては、影響の一番大きい最大限配慮

した形で、奥尻を始発としたダイヤ改正について、了承したところでございます。今後は、 檜山振興局を中心に離島振興緊急対策検討会議を設置し、航路の生産性の向上は基より、 地域の活性化に向け関係3町と連携し、種々取り組んで参りますのでご理解の程宜しくお 願い致します。

最後に、寄付採納についてご報告申し上げます。

始めに、平成30年12月14日、函館市に事務所を置く、第一生命労働組合函館営業職支部、執行委員長、内藤 要一様より、町立日明保育園及び町立学童保育所つばさ児童会に対し、児童福祉推進のために全10冊の絵本のご寄附がありました。当組合の地域貢献活動は、平成22年度から継続されており、この間、町内保育所や保育園や幼稚園、学童保育所にご寄付を頂いております。

次に、平成30年12月25日、江差町字本町38番地、株式会社五勝手屋本舗、代表取締役、小笠原隆様より、図書の、図書、図書館の充実のためにと現金10万円のご寄付がありました。昭和62年に小笠原文庫を創設以来、毎年、ご寄付を頂き、これで寄付総額660万円となり、購入させて頂いた図書数も平成29年度迄で、1,929冊を数え、北海道関係資料を中心とした貴重な蔵書構成となっており、町民の利用に広く供し、地域全体に重要な存在となっているところでございます。

また、江差町字茂尻町345番地、ASA朝日、失礼しました。ASA江差朝日、朝日新聞専売所所長、松崎浩様より、図書館の図書充実のためにと、平成2年から継続して図書のご寄贈を頂いており、今年度においても2回に渡り、図書34冊のご寄贈がありました。これまで、ご寄贈頂いた図書は1,635冊となり、町民の教養と文化の向上に寄与しているところでございます。

次に、平成31年1月22日、函館市に住所を置く朝日生命保険相互会社、道南支社長、小林隆様より、ブランケット付き車いす1台のご寄贈がありました。当社は、昨年3月に創業130周年を迎えた事から、介護施設や公共施設に車いすなど介護関連グッツを、寄贈する取り組みを全国で展開しており、その一貫として、この度のご寄贈となったものです。ご寄贈頂きました、車いすは在宅型総合福祉施設まるやまに配置して、活用させて頂いております。

次に、平成31年2月22日、札幌市に事務所を置く、生活協同組合コープ札幌理事長、 大見英明様より、新入学児童の交通安全への願いを込めて、交通安全ランドセルカバー7 0枚のご寄贈がありました。当組合の地域後見活動は、平成24年度から継続しており、 交通安全の推進に一翼を担っているところでありまして、ご寄贈頂いたランドセルカバー は、入学式当日に配付を予定しております。

次に、平成31年3月4日、愛知県名古屋市東区撞木町1丁目19番地斐太ホールディングス株式会社 代表取締役 小池一三様より、現金1,000万円のご寄付がございました。同社は、江差ウィンドパワー株式会社に出資している株式会社斐太工務店のグループ会社で、地域貢献のためにとご寄付されたものです。ご寄付頂きました現金につきまして

は、翌年度に繰越金として繰り越し、ご厚志に沿うよう有効に活用させてい頂きたいと考えております。

最後に、平成31年3月10日、函館市に住所を置く、北海道新聞函館支社 函館地方道新会会長、谷川栄樹様より、町内学校設備の充実のためにとプロジェクター、30万円相当のご寄贈がありました。ご寄贈されたプロジェクターにつきましては、町内小中学校において、ICT教育に活用させて頂きます。

以上のご寄付がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお 礼申し上げ、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第6、報告第1号、和解及び損害賠償額の決定に専決処分について議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による、議会、議決事件について平成30年12月14日を以って、専決処分致しましので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明させますので宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「産業振興課課長」。

「産業振興課長」(補足説明)

はい。それでは私の方から説明を申し上げます。議案書の2頁をお開き下さい。当事者

の方は江差町長、乙につきましては匿名とさせて頂きます。事故の概要ですが、平成30年9月30日、江差町産業まつり開催中の正午頃、甲が管理する江差町姥神町1番地10地先の江差港の南埠頭港湾道路の歩道を甲が歩行中、歩道の破損部に足を採られて転倒し、負傷したものであります。和解及び損害賠償額の概要ですが、本事故は江差港、港湾管理者が管理する港湾道路の破損が原因である事を認め、甲が乙に対し、怪我の治療費として、金2,450円を損害賠償として支払う事とし、今後、相互に一切の債権、債務関係がない事を確認し、和解したものでございます。損害賠償金は、町が加入している損害賠償保険の適用となっております。今後、港湾施設の維持管理につきましては、より一層の注意を払い、点検補修に努めて参りたいと考えております事を申し添え、専決処分の報告とさせて頂きます。

以上で、ございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については以上で終わります。

(議長)

日程第7、報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。 地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、平成31 年2月4日を以って、専決処分致しましので、同条第2項の規定により、報告するもので ございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書4頁をお開き願いたいと思います。

本事案の当事者でございますが、江差町と町内に在住の個人でございます。事件の概要でございますが、昨年、11月22日、姥神町の町有地で江差郵便局に駐車場として貸し付けております敷地におきまして、飛散しておりました、接合金物、鎹(かすがい)と呼ばれるものでございますが、それによって、相手方の自動車のタイヤをパンクさしてしまったものでございます。当該町有地には、駐車場として貸し付けていた部分の奥の方、海側の方と言いますか、そちらの方に町の倉庫兼作業場がございますが、その作業場の前で軽トラックに資材の積み下ろしをしておった際に、その金物が飛散したものと思われ、町と自動車所有者と、で交渉した結果、和解に至る事となりましたので、2月4日付けで専決処分したものでございます。和解及び損害賠償額の概要でございますが、修理に掛かる費用を13,500円と確認し、町の損害賠償保険にて補修する事、今後、両者はいかなる名目を問わず、相手方に何らの請求をしない事としてございます。

最後に事故防止の対策でございますが、積み下ろしを行った際には、その都度、飛散物がないかどうか等、確認するよう徹底するよう指示してございますので、ご理解の程、宜しくお願いしたいと思います。

説明は以上となります。宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。

(議長)

日程第8、報告第3号、放棄したその他、債権の報告についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

報告第3号、放棄したその他の債権の報告についてでございます。

江差町債権管理条例第12条第1項の規定により、別紙調書のとおり、債権放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願いします。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書6頁を開き願いたいと思います。

放棄した債権の内容でございます。ただいま、ご説明がありましたが、江差町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、債権の放棄を致しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございますが、内容と致しましては、公園使用料でございまして、鴎島上の町有地の使用料となるものでございます。放棄する金額でございますが、平成21年度から24年度迄の未納で、それぞれ記載のとおりの金額となり、合計では8万8,616円となるものでございます。放棄する事由でございますが、債務者が現在、生活保護を受けておりまして、将来的にも資力を回復する見込みがないことから放棄するものでございます。

以上、簡単ではございますが、宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(議長)

ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、報告第3号については、以上で終わります。

(議長)

日程第8、報告第4号、江差町教育委員会に関する事務管理執行状況の点検評価報告についてを議題と致します。

報告内容については、お手元に配付のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑希望ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、報告第4号については、以上で終わります。

(議長)

11時10分迄、休憩、致します。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

(議長)

日程第10、承認第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めることについてを、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

承認第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めることについてで、ございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分を致しましたので、 同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

2月8日に発生した、新栄テレビ中継テレビ局故障に掛かる経費について、2月8日付けを以って、専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しく申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書は9頁の予算、補正予算構成表となります。また、資料の方は、定例 会資料の1頁、資料1の方をお開き願いたいと思います。

専決処分で予算補正致しましたのは、テレビ、ラジオの難視聴対策新栄テレビ中継局バッテリー充電器等修繕でございます。2月8日、新栄町の中継局におきまして、故障をお知らせするアラームが発生し、電気工事事業者及びメーカーが現地に置いて確認した所、放送機の電源ファン及びバッテリー充電器が故障していたもので、直ちに交換や修理をした所でございますが、それらの修繕経費に掛かる経費の補正を専決した、専決処分したものでござます。補正額は、98万9千円、全額一般財源となります。

以上となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第8号)についての専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第11、承認第2号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

承認第2号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての承認を求める 事についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。北海道市町村総合事務組合において、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合構成団体とする事が出来ないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理出来るよう、定める規約を制定し、現行規約を廃止するための必要があるため、1月31日付けをもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは補足説明をさせて頂きます。議案書に付きましては、19頁になりますので、

お開き願いたいと思います。

当該、組合につきましては、地方自治法上の総合的一部事務組合となっております事から、市町村及び特別区しか構成出来ないと、いうふうになっております。そこで、北海道が構成町員となっている、町長提案にもありました2つの一部事務組合、そしてこの2つの構成する退職手当組合、これら3つの事務組合が加入出来ないと指摘があった所でございました。これら3つの、しかしながら、これら3つの一部事務組合に対して、事務処理の委託を受けられるように規約を制定して、現行規約を改、廃止するものという内容となってございます。本件につきましては、規約の制定及び廃止でございますので、地方、関係地方公共団体の協議が必要となっている事に加えまして、当該、組合は4月からの対応が必要であるとの事から、3月末迄に確実に終えるために、本年2月18日迄の提出依頼があったという事もございまして、1月31日をもって専決処分をさせて頂いたという内容でございます。宜しくお願いしたいと思います。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第2号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての、専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第12、議案第16号、江差町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

議案第16条(正:号)、江差町土地開発基金条例を廃止する条例の制定ついてでございます。

公共事業に係る土地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用も見込まれない事から、江 差町土地開発基金を廃止するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」 (補足説明)

議案書の方は100頁となりますので、宜しくお願いします。

江差町土地開発基金でございますが、町の公共事業に係る土地を選考取得する目的で、 造成されたものでございます。

予算を経ないで、直接基金を使って土地を取得出来るなど、効率的かつ弾力的に土地を取得することが出来るために活用して参りましたが、現時点では、先行取得するような事業も見込まれず、このまま活用されない財源となってしまう事や、必要な場合には予算に計上致しまして、土地取得が出来ることから、基金を廃止するものでございます。基金に属する現金、約4,980万については、一般会計に繰入後、財政町政基金に積立、土地につきましては、そのまま一般会計に所管変えをすることとしてございます。この条例の施行日は、平成31年4月1日としてございます。

説明は以上となりますので、宜しくお願い致します。

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第16号、江差町土地開発基金条例を廃止する条例の制定ついての、原案に賛成の 方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案16号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第13、議案第17号、国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置の管理及 び処分に関する条例を廃止する条例制定を議題致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

議案第17条(正:号)、国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置の、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、でございます。

国営厚沢部川土地改良事業の受益者負担金が終了した事から、国営厚沢部川土地改良事業促進基金を廃止するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)議案書102頁をお開き願いたいと思います。

この基金でございますが、国営厚沢部川土地改良事業の受益者負担の軽減のために造成しました基金で、産地、生産力強化総合支援事業の農業水利事業負担軽減対策補助に充当していたものでございますが、受益者負担が今年度で終了し、基金の残高も本年充当する事によって残高もゼロとなります事から、基金を廃止するものでございます。施行日におきましては、平成31年4月1日としております。

説明は以上となりますので、宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第17号、国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置管理及び処分に関する条例 を廃止する条例制定、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号(正:17号)については、原案のとおり可決されました。

次に日程第14、議案第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、でございます。 今回の補正の内容につきましては、地域振興短期派遣負担金など27事業に掛かる経費 の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、1,632 万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,678万6千円と するものでございます。併せまして、繰越明許費債務負担行為の補正、地方債の補正をお 願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、私の方からご説明申し上げますが、説明の前に、この度、議案に頁の洩れ等々がございまして、差し替える事となってしまいました事に対しまして、お詫び申し上げます。大変、申し訳ございませんでした。

それでは、差し替え後の議案書の30頁、31頁をお開き願いたいと思います。

最初に減額補正となります。減額するのは、30頁の全事業と31頁の都市計画マスタープラン立地適性計画策定迄の19事業で、個別事業の説明は、割愛さして頂きますが、事業が終了したものや、今後の執行見込みななどから、予算を減額するものがほとんどとなり、30頁の下から3行目のぷらっと江差運営支援、次の日本遺産地域活性化推進事業の方は、町からの貸付がなくても運営出来る見通しとなった事から、貸付金を減額する内容となってるものでございます。

次に増額の補正予算となります。31頁の方となります。まず、地域振興短期派遣負担

金(北海道職員派遣負担金)でございます。北海道から江差町に派遣されている職員の勤勉手当と管理職手当で、追分観光課主幹に掛かる手当となります。北海道との協定により、一旦道が立替えて支給しますが、最終的に町がその分を支払う事となっているものでございます。補正額は、158万6千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、調整基金積立でございます。先程、議案第16号、江差町土地開発基金条例を廃止する条例について、でご説明致しましたが、道基金を廃止し、基金の現金を財政調整基金に積み立てるものでございます。補正額は、4,980万円、全額基金からの繰入金となります。

次に、過年度還付(平成29年度子供子育て支援交付金返還)でございます。交付金の額が確定した事に伴い、超過交付されていた部分を国に返還するものでございます。補正額は16万2千円、全額一般財源でございます。

次に、プレミアム付き商品券事業でございます。定例会資料4頁の資料3となります。本年10月1日から消費税率が、10%へ引き上げられる事に伴い、低所得者、子育て世帯の負担軽減と景気対策を目的に発行する、プレミアム付き商品券の発行に係る事務経費の補正でございます。購入できる方や、制度概要の方は大変申し訳ございませんが、資料の方をご覧いただきたく思います。補正額に付きましては、105万3千円、全額国庫支出金となります。

次に、後期高齢者医療特別会計繰出し金でございます。後期高齢者医療特別会計に置いて、低所得による保健料軽減者数の増加に伴う、保健基盤安定繰入金の増加と広域連合事務費負担が減額となった事に伴い、一般会計からの繰出し金を増額するものでございます。 補正額は5万4千円、全額一般財源となります。

次に、社会福祉法人が行う、利用者負担金軽減事業補助でございます。訪問介護サービスの提供を行う社会福祉法人が低所得者や世活保護者の利用者負担の軽減を行う場合に、その軽減を行った当該法人に補助するものでございます。補正額は756万3千円、内訳は道支出金が567万2千円、残189万1千円が一般財源となります。

次に、子ども発達支援推進でございます。上ノ国町子ども発達支援センターの負担金でございまして、利用人数の増加に伴い、負担金についても増加したもので、補正額は67万8千円、全額一般財源となります。

次に、図書館資料整備でございます。先に行政報告がありました小笠原様からの寄付金にて、図書の購入をするものでございます。補正額は10万円、全額その他財源でございます。

減額補正を併せました補正額、合計では1,632万9千円の減額となり、国庫支出金が1,894万1千円の減額、道支出金が458万7千円の増額、地方債が1,350万円の減額、その他特定財源が2,001万8千円の増額、一般財源が849万3千円の減額となるものでございます。

次に、34頁をお開き願います。第2表繰越明許費でございます。先程、補正予算にお

いて説明しました、プレミアム商品券事業でございますが、31年度へ予算の繰越しをお願いするものでございます。繰越金額は、補正額と同額の105万3千円となってございます。

続きまして、35頁と次の36頁となりますが、第3表債務負担行為補正でございます。 新年度に直ちに事業を実施する必要があるものについて、予算の執行が可能となる4月1 日以前に入札、見積合せ、契約等の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いする もので、それぞれ記載されている限度額について、債務負担行為の補正をお願いするもの でございます。事業の大半は例年どおりのものでございますが、35頁、一番下の住宅リ フォームプレミアム商品券発行事業が、消費税が10月から10%に引き上げられる事を 勘案し、例年より一月程前倒しで、4月から取り組む事としたい事から今回追加となって いるのと、36頁の下か5行目以降、漁船等上架施設指定管理委託、他指定管理の債務負 担行為が今回追加となってございます。

次に、37頁となります。第4表地方債補正でございます。先程の減額補正の内、起債限度額が変更となるものにつきまして補正するもので、それぞれ記載のとおり変更するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号(正:1号)、平成30年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第2号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

議案第2号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)について でございます。

今回の補正の内容につきましては、平成29年度特定検診及び療養給付費等負担金返還など3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,806万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,691万3千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、「観光推進課長」。(正:健康推進課長)

「健康推進課長」(補足説明)

議案書57頁をお開き下さい。事業名は、各種検診予防接種助成と特定検診等委託でございます。それぞれ、受診者の減少に伴う減額補正で、それぞれ90万円の減額で、財源は道支出金でございます。

続きまして、事業名、平成29年度特定検診及び療養給付費等負担金返還でございます。 平成29年度、公費負担の実績報告に基づき、返還金が生じましたので、補正をお願いするものでございます。返還金の内訳は、特定検診、国庫負担金返還が9万8千円、特定検診道費負担金返還が9万8千円、療養給付費等負担金返還が1,966万9千円で、補正額は1,986万5千円でございます。 58頁をご覧ください。歳入でございますが、前年度繰越金のみでは、財源不足となりますので、不足分は基金繰入金を財源と致します。財源の内訳は、財政調整基金繰入金が141万8千円、繰越金が1,844万7千円でございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)について、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第3号、平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

議案第3号、平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について でございます。

今回の補正の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金に掛かる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、99万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,050万円とするものでございます。 具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

議案書69頁をお開き下さい。事業名は後期高齢者医療広域連合負担金でございます。被用者保険の被扶養者が、後期へ加入する際の均等割り軽減割合が改正された事に伴い、徴収する保険料額が増加した事、低所得者による軽減者数の増加による増額と、平成29年度事務費負担金の清算減分、清算減額分を平成30年度事務費負担金で調整した事による、減額の補正でございます。内訳は、後期高齢者医療保険料現年度分94万5千円の増額、保険基盤安定51万4千円の増額、事務費負担金46万円の減額で補正額は99万9千円でございます。財源は、その他特定財源で、特定高齢者医療保険料94万5千円、一般会計繰入金5万4千円でございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第17、議案第4号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号) についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

議案第4号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について でございます。

今回の補正の内容につきましては、公共下水道整備など、4事業に掛かる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ811万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,599万9千円とするものでございます。併せまして、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、私の方から補足説明、申し上げます。

議案書は80頁をお開き下さい。補正予算構成表で説明申し上げます。下水道管理センター維持管理委託でございます。こちらに付きましては、入札執行残によります減額補正でございます。補正額は71万9千円、内訳と致しましては、その他特定財源が35万9千円、一般財源が36万円減額となるものでございます。

次に、下水道管理センター電気機械設備整備でございます。こちらに付きましても、入 札執行残によります減額補正でございます。補正額は44万2千円、内訳と致しましては、 その他特定財源が18万8千円、一般財源が25万4千円、減額となるものでございます。

次に、下水道管理センター他、長寿命他計画策定でございます。こちらに付きましては、 社会資本整備総合交付金の国の内示額が減額となりました事から、事業費の調整により減額補正を行うものでございます。補正額は195万4千円、内訳と致しましては、国庫支出金が97万7千円、その他特定財源が41万5千円、一般財源が56万2千円、減額となるものでございます。

次に、公共下水道整備でございます。こちらに付きましても、社会資本整備総合交付金の国の内示額が減額となりました事から、事業費の調整により、減額補正を行うものでございます。補正額は500万円で、内訳と致しましては、国庫支出金が250万円、地方債が250万円減額となるものでございます。

続きまして、84頁をお開き頂きたいと思います。第2表債務負担行為補正でございます。新年度、直ちに事業を実施する必要があるものに付きまして、予算の執行額となります、4月1日以前に入札や見積り合せ、契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願するものでございます。業務に付きましては、五勝手中継ポンプ場、自家用電気工作物保安管理委託、江差上ノ国下水道管理センター自家用電気工作物保安管理委託、江差上ノ国下水道管理センター産業廃棄物(下水汚泥収集運搬)処理委託でございます。期間に付きましては、いずれも、平成30年度から31年度でございまして、限度額に付きましては、それぞれ起債の額になりますので、宜しくお願い申し上げます。

次に、85頁の第3表地方債補正でございます。先程、補正の説明でもありましたとおり、事業費の減額に伴い、地方債の額が変更となるものに付いて、地方債補正をお願いするものでございます。限度額以外の項目に付いては、変更ございませんので、割愛させて頂きます。

以上が、説明となりますので、宜しくお願申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員です。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第5号、平成30年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

議案第5号、平成30年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容に付きましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きま すよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、こちらに付きましても、私の方から補足説明申し上げます。議案書は96頁をお開き下さい。水道事業会計の第1表債務負担行為補正をお願いするものでございます。こちらに付きましても、新年度、直ちに事業を実施する必要にあるものでございまして、予算執行が可能となります、4月1日以前に入札や見積り合せ、契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。業務に付きましては、水道メーター検針及び開閉栓委託業務と電気工作物保安管理委託業務でございます。期間に付きましては、いずれも平成30年度から31年度で限度額に付きましては、それぞれ起債の額となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、平成30年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。